

# 自治連合会から学園へ要請文送付

## 幸福の科学学園に対する住民不信・不安の増大を明言

2012年10月30日、幸福の科学学園より「校舎建物が完成に近づき、開校を間近に控える」として、地元である仰木の里学区自治連合会の定例会での挨拶と説明を行いたいという申入れがありました。この申入れに対し、仰木の里学区自治連合会は、学園が「地域住民の理解を得ること」「地盤の安全性を証明すること」を改めて要請しました。

これまでに幾度となく住民が求めた説明会を拒み、工事に対する苦情や地盤調査も拒否し続け、一方的に工事のみを優先的に進めてきた学園の責任を厳しく追及した形となっています。これらの不誠実な対応により住民理解が深まるどころか、学園に対する不信感・住民不安が増大し、のぼりが約1000本掲げられるに至っている状況であることを明言しました。

## 開校延期要請を含む厳しい確認・要望項目を列挙

今後自治連合会としては、学園と話し合いを始めるにあたっては、まず下表にある9つの確認・要望事項に対して文書による返答を求めました。そして、今後の説明や交渉に関しては自治連合会未加入の5自治会(学園直隣自治会など)を含めた仰木の里全22自治会が対象という基本姿勢であることも、明文されました。

確認・要望事項	
1	前自治連会長はじめとする前執行部との接触経緯についての説明
2	過去開催された自治会に対する説明会、協議会について内容及び結果についての報告
3	中高層協議会において学校法人と関係の無い宗教法人常務理事や建築関連業者の登場で生じた混乱についての見解
4	学園副理事長による「住民は最大最強の敵」等の様々な発言に対する見解
5	各自治会に対して何度でも説明会を実施するとしながら、以後一度も説明会を開催しなかった理由についての説明
6	住民が認めていない「対話会」を日程調整も無く強行し続けた理由についての説明
7	建築審査会で議論されていない学園用地の地盤安全性について、竣工前の住民立会いチェックおよび住民による地質ボーリング調査の許可を要望
8	「開校」を強行することによる地域禍根を残さぬため、相互理解にいたるまで開校延期することを要望
9	深夜・徹夜で連日行われる建設工事の終了時間の遵守について要望

まち連だより



11月号

## ——清水建設は工事クレームに対する説明会を拒否——

猛スピードで進行する学園の建設工事に関して、10月以降、夜22時過ぎや休日までも工事を進めている様子が多数住民によって目撃されています。まち連では住民からの報告を、随時清水建設に伝え改善を要求していますが、未だ満足のいく返答をもらったことがありません。施主(幸福の科学学園)は工事クレームに対して「清水建設に任せている」、清水建設は「(クレームに応じないのは)施主の意向だから逆らえない」と述べ責任の所在も曖昧なままです。11月には工事のクレームに関する説明会を求めましたが、それも施主の一方的判断により、理由なく拒否されました。地域連携が求められる学校法人と、「子供に誇れる企業」を謳う大手建設会社のコンプライアンスが、このような状況でよいのでしょうか？

## 「週刊新潮」 幸福の科学学園那須校の実態をスクープ!

2012年11月15日発売の週刊新潮 2012年11月22日号の50ページから53ページに渡って、『「坂本龍馬の前世は劉備」と教える「幸福の科学」学園の罪』というタイトルの記事が掲載されました。

この記事では、学校法人 幸福の科学学園(那須校)で行っているとされる教育内容について触れられており、「教育基本法に抵触」「“独房送り”の実態」という小見出しと共に、教育内容、特定政党に関する政治教育、学園内で発生した学生の問題行動に対する謹慎処分具体的な方法について同学園の関係者・生徒・生徒の父親から得たとされる証言が引用掲載されました。

これまで、仰木の里学区自治連合会、及び、まちづくり連合会(まち連)が住民説明会の開催にあたって、何度も教育内容の開示を求めてきましたが、学園からは一切答えが示されないまま現在に至っています。そんな中、この記事は、我々の疑問がさらに深まる内容でした。

記事には、学校を管轄する文部科学省や認可庁である栃木県へのインタビューも掲載され、中学・高校運営費補助金として2年間で1億2千万

円の公費支出を行いながらも、私学ゆえに教育に関する問題指摘や指導を行う法的根拠・権限が無いとするコメントも併記されました。もしも、関西校が開校された場合には、滋賀県も同様の対応となってしまうのでしょうか?

昨今の大学設置認可に関する世論の中で、学校の設置審査機関での実質的な議論の重要性が全国各地から提起されています。また、経営悪化に伴う教職員の賃金未払いや、公共料金等の滞納、(学校法人の本来の業務である大学の)授業の一時休講といった事態が発生した学校法人堀越学園に対して、文部科学省が解散命令を行った事例も発生しています。

まち連では、幸福の科学学園関西校の学校設置判断を行う滋賀県・私学審議会に対して、今回の記事が全国誌に掲載された事実を踏まえ、充分かつ慎重な議論を引き続きお願いしていきます。

### 行政訴訟ハイライト

幸福の科学学園の校舎棟・寄宿舎棟に対する建築確認取消しを求める訴訟は、11月8日に第2回口頭審理を終えました。「建築計画の開発該当性」を争うポイントとして、①「形質の変更」にあたる切り土が実際に行われているのか、②「形質の変更」にあたるかどうかの判断基準はどの法令に基づくのか、という2点がありますが、これまでに裁判を通じて明らかとなったハイライトをお伝えします。

(詳細は、「北大津まちづくりネットワーク」ホームページ <http://kitaootsu-net.sakura.ne.jp>を参照ください)

① **形質の変更にあたる切り土があるのか?** : 開発非該当の根拠となった「切り土が2メートル以下」という判断に対して、原告側は60条申請図面を改めて解析し、最大切土の測定地点と評価断面がそれぞれ正しくなく、適切な地点で評価すると、最大切土2mを超える切土が発生していると主張しています。

② **形質の変更を判断する基準を定めた「内規」が大津市に存在するのか?** : 訴訟に先立って行われた「建築審査請求」の議事録によれば、切土の規模を判断する基準は、より厳しく設定された「大津市開発許可の取扱基準」ではなく、緩やかな基準をもった「宅地造成等規制法施行令」で判断することを妥当とする「内規」の存在が大津市の職員によって主張されていることが明らかとなりました。

詳細に「内規」の内容を知るべく、大津市との公式面談での質問や、情報公開請求を行ったところ、大津市からの回答は二転三転した末、学園用地とは法令上分類が異なる区域のために定めた「内規」が住民に示されました。さらには、その「内規」の運用を条文として定めた文書が存在しないまま、法令分類上は

異なる区画での工事判断に準用して開発非該当としたと説明しました。しかし、裁判の段階では、この「内規」が以前より条文として定められていたと主張が変わり、その主張は裁判所の反論文書として初めて住民が知ることになったのです。

今回、裁判所に提出された主張は、公式面談での発言や情報公開請求で得た情報とあまりに違うため、信憑性が疑われる事態にもなっています。

### 「報告会」のお知らせ

主催: 仰木の里まちづくり連合協議会

とき: 2012年12月9日(日) 14時より

ところ: 仰木の里市民センター 3F大会議室

\* 仰木の里学区外にお住まいの方のご来場は  
ご遠慮願います